

# マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今まで  
に使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるよう  
になります。※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額  
を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



# 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認について、下記の体制を有しています。

◆オンライン資格確認を行う体制

◆薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

令和5年4月1日から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が上乗せされます。(R5.4.1-12.31迄の時限措置)

初診の方は、

従来の保険証での受診・マイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合では

6点の加算（医療情報・システム基盤体制充実加算1）

マイナ保険証での受診（薬剤情報・健診結果の取得に同意した場合）では

2点の加算（医療情報・システム基盤体制充実加算2）となります。

※再診の方は、

従来の保険証での受診・マイナ保険証を用いた診療情報提供等の取得に同意しなかった場合では

2点の加算（医療情報・システム基盤体制充実加算3）

マイナ保険証の受診（薬剤情報・健診結果の取得に同意した場合）は、加算の対象外となります。

マイナンバーカードでの利用で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得、活用する為、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

※マイ保険証とは：マイナンバーカードに保険証を登録したもの